

世田谷区民合唱団ボランティア企画会 運営規則

1. ボランティア企画会の設立と世田谷区民合唱団（以下合唱団）での位置づけ
 - ・合唱団の団員有志が自主的な介護施設への出張演奏会活動を、1995 年デイホーム上用賀を皮切りに演奏会名称「オタコン；お楽しみコンサート」として継続してきた
 - ・現在は合唱団の公認内部組織として、全体の演奏活動では対応しない施設や団体等からの演奏会要望に応じる為に団員のボランティア（志願者）で行う演奏活動を企画している。
2. ボランティア企画会の活動目的
 - ・ボランティア企画会は介護施設や地域団体等からの要望を基に演奏会を開催する事により地域社会や住民への貢献を最大の目的とする。
 - ・演奏会参加者が合唱団演奏会とは別の演奏会として楽しめる事も目的とする
3. 活動の範囲
 - ・活動は主に介護施設での出張演奏会を「オタコン」として開催する
 - ・地域団体等からの要望があれば今後検討する
4. オタコン参加資格
 - ・オタコン参加者は合唱団団員と企画会世話役が承認した OB の方も参加可能とする
 - ・オタコン参加者は毎回団員に参加希望を募り毎回事前練習を行う
但し、企画会運営への妨害行為や協調性を著しく損なう言動を行う場合は参加資格が無く退会させる
5. 企画会の運営
 - ・会の運営は代表 1 名と複数人の運営委員（世話役）に運営を委託する
 - ・代表は活動参加者による互選によって選任する
 - ・代表は運営委員（世話役）候補を指名して協力を依頼し役割分担して運営を進める
6. 会計
 - ・会計担当者を 1 名選任し、オタコン運営費用（合唱団負担）実績は毎年度合唱団へ報告する
7. 運営規則の改定
 - ・運営規則の改定は、企画会会員で改定審議時参加者の過半数の承認を得て、合唱団運営委員会へ報告・承認を得る事で成立する
8. その他
 - ・演奏会での安全対策等は合唱団での対策を基準として徹底を図るが更に訪問先との調整で最終決定する
 - ・企画会や演奏会の運営は自主的活動として企画会責任で行うが、合唱団の内部組織として運営上の問題が発生したときは合唱団運営委員会との連携をとる事を基本とする
 - ・この規則は 2022/12/10 に制定し 2022/12/10 から施行する

「お楽しみコンサート」開催要領について

- 1 施設からの依頼を受けた場合は代表または担当委員が現地を訪れ施設側と日時の複数案とともに詳細の約束書を交わす。

施設を推薦したい者は、代表に申し出て当会運営委員会の許可を得た場合は、代表または担当委員とともに現地を訪れて施設側との打ち合わせに参加し日時の複数案及び詳細の約束書を交わす。

- 2 指揮者、ピアニストと日時の調整、練習日決定し、2ヶ月前の月初にけやきネットで場所予約する。
- 3 指揮者とコンサートの流れ、楽曲について相談し、新譜印刷を印刷し、必要な歌詞を模造紙に書く。
- 4 日時、場所、プログラム、練習日などの詳細プリントを印刷して参加者に配布する。
合唱団の定期練習日に壇上で発表し、参加者を募る。必要に応じてメールや電話連絡をする。
- 5 練習時、参加者のソロ希望や意見を聞く。
- 6 「お楽しみコンサート」を実施時担当委員または施設側に依頼して記録写真を撮る。
- 7 実施報告を団運営委員会と参加者に配布する。次回が決まっていれば報告書内に併記する。

その他

- 8 現時点でのコロナ対策は世田谷区民合唱団に準じ、施設での検温、手指消毒、施設内ではマスク着用、合唱時もマスク着用、とし、更に施設側と確認して安全対策を徹底していくが、今後も世田谷区民合唱団の対応変化に合わせ見直しを適宜行う。
- 9 ボランティア企画会の備品（キーボード）、消耗品（印刷用コピー用紙、模造紙、余分な楽譜類）は各委員が自宅または決まった場所に保管し、必要時に用立てる。

以上